

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号) ..... 1

改 正 案	現 行
<p>（適用除外）                      第二条（略）</p> <p>3 法第三条第一項第八号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。</p> <p>一 圧縮装置（空気分離装置に用いられているものを除く。次号において同じ。）内における圧縮空気であつて、温度三十五度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）五メガパスカル以下のもの</p> <p>二 経済産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内における圧縮ガス（次条の表第一の項上欄に規定する第一種ガス（空気を除く。）を圧縮したものに限る。）であつて、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもの</p> <p>三 冷凍能力（法第五条第三項の経済産業省令で定める基準に従つて算定した一日の冷凍能力をいう。以下同じ。）が三トン未満の冷凍設備内における高圧ガス</p> <p>四 冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高圧ガスであるフルオロカーボン（不活性のものに限る。）</p> <p>五 液化ブロムメチルの製造のための設備外における当該ガス</p> <p>六 オートクレーブ内における高圧ガス（水素、アセチレン及び塩化ビニルを除く。）</p> <p>七 フルオロカーボン回収装置（回収したフルオロカーボンの</p>	<p>（適用除外）                      第二条（略）</p> <p>3 法第三条第一項第八号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。</p> <p>一 圧縮装置（空気分離装置に用いられているものを除く。次号において同じ。）内における圧縮空気であつて、温度三十五度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）五メガパスカル以下のもの</p> <p>二 経済産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内における圧縮ガス（次条の表第一の項上欄に規定する第一種ガス（空気を除く。）を圧縮したものに限る。）であつて、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもの</p> <p>三 冷凍能力（法第五条第三項の経済産業省令で定める基準に従つて算定した一日の冷凍能力をいう。以下同じ。）が三トン未満の冷凍設備内における高圧ガス</p> <p>四 冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高圧ガスであるフルオロカーボン（不活性のものに限る。）</p> <p>五 液化ブロムメチルの製造のための設備外における当該ガス</p> <p>六 オートクレーブ内における高圧ガス（水素、アセチレン及び塩化ビニルを除く。）</p> <p>六 フルオロカーボン回収装置（回収したフルオロカーボンの</p>

浄化機能又は充てん機能を有するものを含む。)内におけるフルオロカーボンであつて、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの(削除)

八 内容積一リットル以下の容器内における液化ガスであつて、温度三十五度において圧力〇・八メガパスカル(当該液化ガスがフルオロカーボン(可燃性のものを除く。)である場合にあつては、二・一メガパスカル)以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの

九 法第四十一条第一項に規定する容器(設備と一体となつたものを除く。)を除く設備(以下この号において同じ。)内の高圧ガスであつて、当該設備内のガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。)が〇・一五立方メートル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの(第一号から第四号まで及び第六号から前号までに掲げるものを除く。)

(政令で定めるガスの種類等)  
第三条 法第五条第一項第一号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類

値

浄化機能又は充てん機能を有するものを含む。)内におけるフルオロカーボンであつて、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの

七 液化ガスと液化ガス以外の液体との混合液であつて、その質量の百分の十五以下が液化ガスの質量であり、かつ、温度三十五度において圧力〇・六メガパスカル以下のものうち、経済産業大臣が定めるものにおける当該ガス

八 内容積一リットル以下の容器内における液化ガスであつて、温度三十五度において圧力〇・八メガパスカル(当該液化ガスがフルオロカーボン(可燃性のものを除く。)である場合にあつては、二・一メガパスカル)以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの(新設)

(政令で定めるガスの種類等)  
第三条 法第五条第一項第一号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類

値

<p>二 第一種ガス及びそれ以外のガス</p>	<p>一 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものを除く。）又は空気（以下「第一種ガス」という。）</p>	<p>百立方メートルを超え三百立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値</p>	<p>三百立方メートル</p>
<p>二 第一種ガス及びそれ以外のガス</p>	<p>一 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）又は空気（以下「第一種ガス」という。）</p>	<p>百立方メートルを超え三百立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値</p>	<p>三百立方メートル</p>

（完成検査等に係る認定の有効期間）  
 第十条 法第三十九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。ただし、検査能力の維持向上に係る高度な方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると認められる場合は、七年とする。

（完成検査等に係る認定の有効期間）  
 第十条 法第三十九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。